

「箱根町における個人情報保護制度の見直しについて」に対する意見募集（パブリック・コメント）実施結果

◆意見の募集期間 令和4年10月13日（木）～11月11日（金）

◆提出意見数 4件（2名）

NO	項目（該当箇所）	意見の概要	意見に対する町の考え方
1	1 ページ 「1 背景」	<p>個々の条文の内容について理解することは、一般人にとってはとても困難である。しかし、個人情報が最終的には国によって管理されてしまうことに大きな不安を感じる。特に、欧米と比較して個人情報の活用のみが先行し、保護の面が非常に遅れていると言われているこの国において、ましてや公文書や公的統計さえも改ざんされるような国において、また、昨今大きな社会問題になっている統一教会と緊密な癒着関係にある政権与党が個人情報の一元管理を進めようとしていることに戦慄さえ覚える。</p> <p>町においては、できうる限り個人情報の保護が後退することが無いよう最大限の努力をしていただきたい。</p>	<p>個々の条文については難解と感じる部分もあると思いますので、制度見直し前後の概要は、本意見募集の公表資料をご覧ください。</p> <p>個人情報の保護規定は、令和5年4月1日施行の個人情報の保護に関する法律（以下「改正法」といいます。）では、第61条（個人情報の保有の制限等）、第63条（不適正な利用の禁止）、第64条（適正な取得）等で位置付けるとともに、第66条（安全管理措置）で実施機関には必要かつ適切な措置を講じることとされており、制度は一本化されますが、管理体制は実施機関に委ねられています。</p> <p>このことに加え、本町では個人情報取扱事務登録簿を引き続き運用するので、保護水準は、現行と同等以上に維持できいくものと考えています。</p>
2	1 ページ 「1 背景」	<p>これまで各自治体が独自の優れた保護措置で住民の個人情報やプライバシーを守ってきたのに、国が作った共通のガイドラインに基づき、その取扱いを一元化することは大変危険であり、とても認められないので反対である。</p>	<p>本町においても、これまで箱根町個人情報保護条例に基づき、個人情報の適正な取扱いの確保や個人の権利利益の侵害防止を図ってきました。改正法の施行に伴い、「(仮称)箱根町個人情報の保護に関する法律施行条例」等の規定を設けることで、現行と変わらない運用となるよう制度見直しを行っていきたいと考えています。</p>

NO	項目	意見の概要	意見に対する町の考え方
3	<p>2ページ 「イ 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約手数料」</p>	<p>個人情報、収集した目的以外には使用しないことが原則であるから、匿名加工情報については改正法施行時点での制度導入を見送るのではなく、一切行わないとしていただきたい。</p>	<p>行政機関等匿名加工情報は、個人情報を復元できないように加工した情報で、個人情報の保護を図りつつ民間事業者等が活用可能なデータとして提供されます。この制度は、都道府県と政令指定都市は令和5年度からの導入を義務付けられていますが、その他市町村は、当分の間、実施は任意となっています。</p> <p>本町では、制度に関する調査や仕組みの検討を行うとともに、先行自治体での導入効果等を参考に導入の是非について慎重に検討してまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>
4	<p>4ページ 「オ 訂正請求又は利用停止請求」</p>	<p>住民は、自分の個人情報について訂正、削除を求める権利があるとすべき。</p>	<p>改正法には、行政機関等が保有する個人情報の訂正を請求できる権利、利用停止を請求できる権利が規定されています。また、現行の箱根町個人情報保護条例にも同様の規定が位置付けられており、個人情報の適切な取扱いを図っています。</p> <p>なお、改正法は、訂正請求又は利用停止請求は開示決定を受けることを前提としていますが、保有個人情報の明白な誤りや条例違反等が認められる場合も開示請求を経なければならず、請求者に不要な負担を強いることとなるため、本町では、開示決定を受けた個人情報に限定しない規定を位置付けたいと考えています。</p>